

LuLuCa + (ルルカプラス) / JCB カード会員特約

第1条 (名称) 本カードは静岡鉄道株式会社 (以下「静鉄」という。)、しずてつジャストライン株式会社 (以下「ジャストライン」といい、「静鉄」および「ジャストライン」をあわせて以下「2社」という。) と株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。) が提携して発行するもので、LuLuCa + (ルルカプラス) / JCB カード (以下「本カード」という。) と称します。

第2条 (会員) 本特約、2社が定めるICカード取扱規則、静鉄が定めるポイントカード規約およびJCBが定める会員規約 (以上を総称して以下「規約・規則等」という。) を承認のうえ入会を申し込み、2社およびJCB (以下「3社」という。) が認めた方を会員 (以下「会員」という。) とし、3社が本カードを貸与します。

第3条 (機能・サービス) 1. 本カードの基本的機能は以下のとおりとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能・サービスについては当該機能・サービスを提供するものが書面その他の方法により会員に通知または公表します。 (1) ICカード乗車券によって2社が提供する交通乗車券としての機能 (2) 静鉄が提供するポイントサービス機能 (3) JCBが提供するクレジットカード機能 2. 前項各号の基本的機能については本特約で特に定めた場合を除き、以下の規約・規則等に従って提供されるものとします。なお、前項各号に付随する機能・サービスについては、当該サービスを提供するものが、書面その他の方法により通知または公表した定めに従って会員に提供されるものとします。 (1) 前項第1号については2社が定めるICカード取扱規則 (以下「IC規則」という。) (2) 前項第2号については静鉄が定めるポイントカード規約 (以下「ポイント規約」という。) (3) 前項第3号についてはJCBが定める会員規約 (以下「カード規約」という。)

第4条 (有効期限) 本カードの有効期限については、カード規約の定めに従うものとします。

第5条 (再発行) 会員は、カード規約の定めに従い本カードの再発行を求めることができます。

第6条 (年会費) 本カードの年会費については、JCBが書面その他の方法により通知または公表した定めおよび、カード規約に従うものとします。

第7条 (SF、ポイントの利用および移行) 1. 会員は、SF (IC規則「用語の定義」に定める。以下「SF」という。) またはポイントサービス (ポイント規約「用語の定義」に定める。以下「ポイント」という。) の残高が記録されている本カードを、暗証番号変更、名義変更、磁気不良等により再発行した場合、新カードの発行後であっても旧カードの有効期限が到来するまでの間は、旧カードによって当該SFおよびポイントを使用できるものとします。 2. 本カードの有効期限が到来した場合、会員は本条第4項により新カードに移行させない限り、SFおよびポイントを使用できないものとします。 3. 本条第1項の規定において、会員は、以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。 (1) 旧カードは本条第1項によりSFおよびポイントを使用する目的に限り使用できること。 (2) 旧カードを所持するにあたって第3条第2項に定めた規約・規則等の義務を負うこと。 4. 本条第2項の場合または本カードの再発行により、新カードによってSFおよびポイントが使用できない場合には、会員が2社所定の時期に、2社所定の方法により申し出、これを2社が認めた場合、または2社が通知した場合、旧カードに記録された未使用のSFおよびポイントを新カードに移行させることができます。

第8条 (デポジット、SF、ポイントの非補償) 会員は、次のいずれかに該当する場合等、規約・規則等に基づき、任意に、または2社もしくはJCBの求めにより、2社もしくはJCBに本カードを返還し、または本カードを破棄した場合、デポジット (IC規則「用語の定義」に定める。) は返還されず、記録されたSFおよびポイントは一切使用できなくなることをあらかじめ承認します。 (1) 前条第1項に定める旧カードのSF残高、ポイントが有効であるにもかかわらず、会員自ら2社またはJCBに旧カードを返還または破棄したとき。 (2) 会員の責に帰すべき理由により2社またはJCBが本カードの返還を求め、会員が2社またはJCBに本カードを返還したとき。 (3) 本特約または第3条第2項に定めた規約・規則等に基づき、会員が本カードの会員資格を喪失または退会し、2社またはJCBが本カードの返還を受けたとき。

第9条 (個人情報の取扱および開示・訂正・削除) 1. 会員および入会を申し込まれた方 (以下あわせて「会員等」という。) は、2社が会員等の個人情報 (本項第1号に定めるものをいう。) につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1) 第3条第1項第1号および第2号に定めた機能・サービスを提供するために、2社が以下の情報 (以下「契約情報」という。) を収集、利用すること。

① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申し込み時および第10条において届け出た事項 ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③ 本カードの利用内容 (以下「利用情報」という。) (2) 2社の営業に関する会員への案内 (以下「営業案内」という。) または市場調査をする目的で、契約情報および利用情報を利用すること。ただし、会員が営業案内について中止を申し出た場合、2社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。中止の申し出は本特約末尾記載の2社が指定した相談窓口 (以下「相談窓口」という。) に連絡するものとします。 (3) 2社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で契約情報および利用情報を当該業務委託先に預託すること。 2. 会員等は、2社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます (開示の請求は相談窓口にて行うものとします。)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、2社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。 3. 会員等は、2社の関連会社が、契約情報を、関連会社各社のサービスを提供する目的で、共同して利用することに同意するものとします (共同利用に関する問い合わせは本特約末尾記載のURLを通じて表示される各社の窓口に連絡するものとします。)。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、静鉄となります。

第10条 (届出事項の共有) 会員が、2社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、2社またはJCBのいずれかに対して変更の届け出があった場合には、当該情報について3社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第11条 (利用情報の共有) 会員は、2社が第9条第1項第1号の定めにより、会員の本カードの利用情報を2社とJCBの間で共有することにあらかじめ同意するものとします。

第12条 (退会および会員資格の喪失) 1. 本カードの退会および会員資格の喪失については、カード規約の定めに従うものとします。 2. IC規則およびポイント規約の定めにより本カードを無効カードとして回収した場合には、本カードの会員資格を失うものとします。

第13条 (規約・規則等と本特約の関係) 1. 規約・規則等と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。 2. 本特約に定めのない事項については、規約・規則等が適用されるものとします。 3. 規約・規則等、相互の間に異なる定めがある場合には、カード規約の定めが優先されるものとします。

<ご相談窓口>

2社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

静岡鉄道株式会社 しずてつカード事務局

〒420-8508 静岡県静岡市葵区鷹匠1-1-1

TEL 054-254-4118

<2社の関連会社>

2社の関連会社については以下のURLをご参照ください。

http://www.shizutetsu.co.jp/group/group_top.html

